

税金は納期内に納めましょう

市民の皆さんが納める市税は、安全で快適な生活を送るために欠かせない市の貴重な財源です。コンビニエンスストアでも納付できます。税金は必ず納期内に納めましょう。

市税の納付は口座振替が便利

口座振替は金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。

●口座振替できる金融機関

- 菊池地域農業協同組合・肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本県信用組合・ゆうちょ銀行

●手続きに必要なもの

- 預金通帳(口座番号確認)
- 金融機関届け出印
- 納税通知書(納税義務者確認)

●申し込み先

- 税務課(合志庁舎)・西合志総合窓口課(西合志庁舎)・泉ヶ丘支所・須屋支所、右記の市内金融機関

▼問い合わせ先 税務課(合志庁舎)

☎(248)1114

日曜開庁でも納付できます

- とき 毎週日曜日
午前9時～午後1時
- ところ 合志庁舎

市税などを滞納すると、延滞金の加算や財産の差し押さえを行なうこととなります。何らかの理由で納期内納付が困難な場合はご相談ください。

平成31年度 市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税	市県民税・固定資産税・国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限
全期	5月31日(金)			4月26日(金)
第1期		7月1日(月)	左記と同じ	5月31日(金)
第2期		7月31日(水)		6月28日(金)
第3期		9月2日(月)		7月31日(水)
第4期		9月30日(月)		8月30日(金)
第5期		10月31日(水)		9月30日(月)
第6期		12月2日(月)		10月31日(水)
第7期		12月27日(金)		11月29日(金)
第8期		1月31日(金)		左記と同じ

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出期限は、上記よりさらに1ヵ月前まで。

平成31年度 軽自動車税の減免申請

申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

●対象

- 障害者手帳を有する本人が所有する軽自動車
- 精神障がいがある人または18歳未満の身体障害者手帳所有者と同一生計の家族などが所有し、通院、通学などに使う軽自動車 など
- ※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けられません。

●申請期間 納税通知書が届いてから5月24日(金)まで(平日のみ)

※納税通知書は5月初旬に郵送。申請期間外の受け付けはできません。

●申請に必要なもの 納税通知書、

- 障害者手帳など(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、運転者の運転免許証、自動車検査証(車検証)、納税義務者のマイナンバー(個人番号)が分かるもの、申請者の印鑑(認め印可)

●申し込み先

税務課(合志庁舎)

固定資産税課税台帳を縦覧・閲覧できます

縦覧 納税者が市内の他の土地・家屋の価格を確認できます。

縦覧期間 7月1日(月) 平日のみ

●閲覧 納税義務者本人が自己資産の内容を確認できます。(通年)

●ところ 税務課(合志庁舎)

●手数料 無料

●必要なもの 資格者であると確認できるもの(運転免許証・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など)、印鑑

●縦覧・閲覧ができる人

資格者	縦覧	閲覧
納税者	○	○
免税点未満※により課税が発生しない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族(委任状が必要です)	○	○
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	○ (当該権利の目的である土地・家屋に限ります)
1月1日以降の新所有者	×	○

※同一市町村に有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額に満たない(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)こと。

西合志総合窓口が

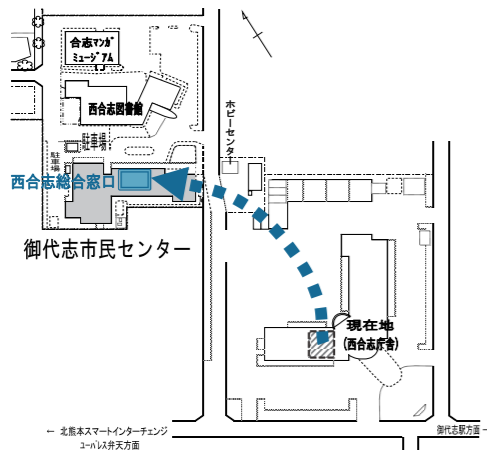
5月13日(月)から御代志市民センターへ移転します

▼問い合わせ先

西合志総合窓口課(西合志庁舎)
☎(248)1113

●西合志総合窓口でできること

西合志総合窓口は5月13日(月)から御代志市民センターへ移転します。5月10日(金)までは、西合志庁舎で業務を行ないます。
※指定金融機関(菊池地域農業協同組合)の派出所は5月10日(金)で閉鎖となります。移転後は、西合志総合窓口で市税や水道料金などを、市への支払いのみ受け付けます。



税務	国民健康保険 後期高齢者 医療保険	介護保険	障がい者福祉	子育て	保健予防	国民年金	環境衛生	収納
住民基本台帳 戸籍 印鑑登録	国民健康保険 後期高齢者 医療保険	介護認定などの申請、資格 者証の交付、高額介護サ ビス費支給申請、負担限度 額認定申請など	障害者手帳申請や交付、重 度心身医療費申請、自立支 援医療費申請など	子ども医療費申請、ひとり 親家庭等医療費申請など	すこやかカレンダーなどの 配布、各種検診の申請など	資格取得届、保険料免除・ 猶予・学生納付特例申請 など	犬の登録、狂犬病予防注射 済票の交付、ごみカレン ダーの配布など	市税・水道料金などの収納

安全で楽しくご利用いただくために

公園ではマナーを守りましょう

市内には大小さまざまな公園がたくさんあります。みんなが利用する公園で遊ぶときは、自分だけが楽しむのではなく周りの利用者のことも考え、互いにマナーを守り安全で楽しく利用しましょう。

公園利用時の注意事項

- ①犬、その他ペットの放し飼いはしないでください。フンなどは、飼い主が持ち帰りましょう。
- ②危険物の持ち込みや花火、バーベキューなど火気の使用はできません。
- ③自動車、バイク、自転車の乗り入れはできません。
- ④サッカーや野球などのボール遊びは、周囲の人の迷惑にならないようにしてください。
- ⑤ごみ、空き缶などは全てお持ち帰りください。
- ⑥小さな子どもから目を離さないでください。特に池などの水辺では注意をお願いします。



●問い合わせ先

都市計画課 都市計画班(合志庁舎)
☎248-3855

災害は忘れたころにやってくる

家庭でも 災害に備えましょう

平成30年度市民意識調査によると「家庭内で防災の取り組みを行なっていますか」との質問に「行なっている」と答えた人は47.3%でした。熊本地震直後の平成29年度は55.9%だったのに対し減少しています。熊本地震から3年を迎えることは、年明けに地震が発生し、本市でも震度4を観測しています。もう一度、家庭でも防災について考え、話し合っておきましょう。

- ①大きな揺れを感じたら命を守る1分間行動。
低い姿勢で頭を防護。(シェイクアウト)
- ②揺れが収まったら電気・水道・ガスを止めて火災発生を防止。
- ③落ち着いて身の安全を確保し、情報収集。
大雨の場合は、明るいうちに早めの避難。
- ④家庭では「とめて、ためて、きめて」を徹底。
・とめて 家具の固定
・ためて 水・食料等の備蓄
・きめて 避難経路を決めておく

●問い合わせ先

交通防災課(合志庁舎)
☎248-1555